

伊 勢 市 公 報

第 443 号
令和 6 年 4 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
教育委員会規則	
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2
教育委員会訓令	
○ 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	5
○ 伊勢市立小中学校共同学校事務室組織規程	7
消防本部訓令	
○ 伊勢市火災調査規程の一部を改正する訓令	12
告 示	
○ 指定納付受託者の指定について	34
○ 指定納付受託者の指定について	35
○ 指定納付受託者の指定について	37
○ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について	39
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	41
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	42
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	43
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	44
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	45
○ 指定介護予防支援事業者の指定について	46
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	47
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	49
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	50
○ 令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画の策定について	51
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	52
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	54
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	55
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	56
上下水道事業告示	
○ 指定納付受託者の指定について	57
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定期間の満了について	58
上下水道事業公告	
○ 公共下水道事業受益者負担金の令和 6 年度賦課対象区域について	59

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会規則第4号

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項及び第2項中「主査」を「主査、主任」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 調整監及び総括主幹のうちから教育長が指定する者は、第34条に規定する共同学校事務室の事務を統括する。

第33条に次の1項を加える。

- 4 前項に規定する者は、同項の事務を行うに当たっては、統括室長という職名を用いるものとする。

第33条の次に次の1条を加える。

（事務長等）

第33条の2 小学校及び中学校に、事務長又は事務主任を置く。

- 2 事務長は、当該学校の調整監、総括主幹又は主幹をもってこれに充てる。
- 3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。
- 4 事務主任は、当該学校の主査、主任又は主事をもってこれに充てる。
- 5 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について、連絡調整並びに指導及び助言を行う。

第34条を次のように改める。

（共同学校事務室）

第34条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の規定に基づき、共同学校事務室を置く。

2 共同学校事務室の組織、運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和6年4月1日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

伊勢市学校教職員安全衛生管理規程（平成20年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この規程」を「この訓令」に改める。

第2条中「規程」を「訓令」に改める。

第5条の見出しを「(統括安全衛生管理者)」に改める。

第8条の見出しを「(産業医及び健康管理医)」に改め、同条第1項中「学校に」の次に「産業医又は」を加え、同条第3項中「(以下「衛生管理者等」という。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 産業医は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第1項及び第3項並びに第15条に定める事務を行う。

第10条第1項第3号を次のように改める。

(3) 産業医又は健康管理医

第15条第1項第5号中「産業医」を「産業医のうちから教育長が指名した者」に改める。

第18条第2項及び第21条第1項中「健康管理医」を「産業医又は健康管理医」に改める。

第26条中「規程」を「訓令」に改める。

別記様式中「
健康管理医」を「産業医又は
健康管理医」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

伊勢市立小中学校共同学校事務室組織規程をここに公布する。

令和6年4月1日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会訓令第2号

伊勢市立小中学校共同学校事務室組織規程

伊勢市立小中学校共同実施組織規程（平成18年伊勢市教育委員会訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、伊勢市立の小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）第34条第2項の規定に基づき、共同学校事務室の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（共同学校事務室の組織）

第2条 共同学校事務室の名称並びに共同学校事務室を置く学校（以下「拠点校」という。）及び当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校は、別表第1のとおりとする。

（室長等）

第3条 共同学校事務室に、室長及び室長補佐を置く。

2 室長は、当該共同学校事務室の総括主幹又は主幹（総括主幹又は主幹がない場合にあっては、主査、主任又は主事のうちから教育長が指定する者）をもって充て、共同学校事務室の室務をつかさどる。

3 室長補佐は、室長を補佐し、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、その職務を代行する。

（共同処理を行う事務）

第4条 共同学校事務室において共同処理を行う事務は、次に掲げるとおりとする。

（1）学校経営

ア 企画運営会議等への参画に関すること。

イ 各種会議・委員会への参画・運営に関すること。

- ウ 学校経営方針の策定への参画に関すること。
- エ 業務改善の推進に関すること。
- オ 学校事務全般に係る指導及び助言に関すること。

(2) 総務

- ア 危機管理に関すること。
- イ コンプライアンスの推進に関すること。
- ウ 校内諸規程の制定に関すること。
- エ 情報管理に関すること。
- オ 庶務・学務に関すること。
- カ 教職員の任免及び福利厚生に関すること。

(3) 財務

- ア カリキュラム・マネジメントの推進に関すること。
- イ 予算に関すること。
- ウ 管財に関すること。
- エ 教育環境整備に関すること。

(4) 渉外

- ア 家庭、地域及び関係機関との連携・協働に関すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと室長が認める事務
(共同学校事務室経営計画等)

第5条 室長は、共同学校事務室において処理する事務について、拠点校の校長と十分協議した上で、年度当初に共同学校事務室経営計画を作成し、教育長に報告しなければならない。

2 前項の規定は、共同学校事務室経営計画の変更について準用する。

3 室長は、年度末に年間の業務に関する評価を行い、教育長に報告しなければならない。

(室長の専決)

第6条 室長は、次に掲げる場合を除き、別表第2に規定する範囲内で対象学校の校長に代わって決裁することができる。

- (1) 事案が重要又は異例と認められる場合
- (2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じるおそれがあると認められる場合

2 室長は、専決した場合は、必要に応じて当該専決した事項に係る対象学校の校長に報告しなければならない。

(共同学校事務室協議会)

第7条 共同学校事務室の円滑な運営を図るため、次に掲げる者を構成員として組織する共同学校事務室協議会（次項において「協議会」という。）を置く。

- (1) 室長
- (2) 拠点校の校長
- (3) 教育長が指名する者

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、共同学校事務室の組織、運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	拠点校	事務を共同処理する学校
第1共同学校 事務室	厚生中学校	厚生小学校 宮山小学校 浜郷小学校 御蘭小学校 みなと小学校 厚生中

		学校 港中学校 御藺中学校
第 2 共同学校 事務室	伊 勢 宮 川 中 学校	早修小学校 中島小学校 佐八小学校 城田小学校 上野小学校 城田中学 校 伊勢宮川中学校
第 3 共同学校 事務室	小俣中学校	豊浜東小学校 豊浜西小学校 北浜小 学校 東大淀小学校 小俣小学校 明 野小学校 小俣中学校 桜浜中学校
第 4 共同学校 事務室	五 十 鈴 中 学 校	進修小学校 修道小学校 有緝小学校 明倫小学校 四郷小学校 二見浦小 学校 倉田山中学校 五十鈴中学校 二見中学校

別表第 2（第 6 条関係）

1 会計経理に係る軽易な報告
2 職員の住居手当及び通勤手当の確認及び決定並びに扶養親族の認定
3 職員の給与等に関する証明及び報告
4 旅費に係る支出の依頼の確認及び審査
5 公立学校共済組合及び互助会に係る事実の確認その他の手続
6 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査報告

伊勢市火災調査規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第 2 号

伊勢市火災調査規程の一部を改正する訓令

伊勢市火災調査規程（令和 3 年伊勢市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 3 項中「死者調査書（様式第 1 号）及び負傷者調査書（様式第 2 号）」を「死傷者の調査書（様式第 1 号）」に改める。

第 22 条の見出し中「火災出動時」を「出火出動時」に改め、同条第 2 項中「火災出動時における見分調書」を「出火出動時における見分調査書」に改める。

第 23 条第 3 項中「実況見分調書」を「実況（鑑識）見分調査書」に改める。

第 24 条第 2 項中「写真貼付台紙（様式第 5 号）」を「必要に応じ、写真貼付台紙（様式第 5 号）等」に改め、「必要に応じて」を削る。

第 26 条第 2 項中「供述」を「申述」に改める。

第 27 条の見出しを「（質問調査書）」に改め、同条第 1 項中「質問調書」を「質問調査書」に、「供述」を「申述」に改め、同条第 2 項を削る。

第 28 条第 1 項ただし書中「供述」を「申述」に改め、同条第 4 項及び第 5 項を削る。

第 32 条第 2 項中「鑑識見分調書（様式第 14 号）」を「実況（鑑識）見分調査書」に、「鑑定結果調書」を「鑑定結果調査書」に、「実験結果調書」を「実験結果調査書」に、「写真貼付台紙（様式第 5 号）」を「必要に応じ、写真貼付台紙等」に、「必要に応じて説明」を「説明」に改める。

第 33 条第 2 項ただし書中「火災調査報告書」を「火災調査書」に改める。

第 34 条を次のように改める。

第 34 条 削除

第 39 条各号列記以外の部分中「火災調査報告書（様式第 19 号）」を「火災調査書」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 火災原因判定書（様式第 18 号）
- (2) 出火出動時における見分調査書（様式第 3 号）
- (3) 実況（鑑識）見分調査書（様式第 4 号）
- (4) 鑑定結果調査書（様式第 15 号）
- (5) 実験結果調査書（様式第 16 号）
- (6) 質問調査書（様式第 7 号）
- (7) 付近見取図、現場配置図、損害状況図等各種図面
- (8) 発火点付近復元図（様式第 6 号）
- (9) 写真貼付台紙（様式第 5 号）
- (10) 損害明細書（様式第 24 号）
- (11) 不動産り災損害届出書（様式第 21 号）
- (12) 動産り災損害届出書（様式第 22 号）
- (13) 車両・船舶・航空機り災損害届出書（様式第 23 号）
- (14) 死傷者の調査書（様式第 1 号）
- (15) その他原因調査及び損害調査上必要な書類

別表中備考以外の部分を次のように改める。

第40条第1項の 該当号数 書類名	1 号	2 号	3 号
火災調査書	全て作成		
火災原因判定書	不要		全て作成
出火出動時における見 分調査書	不要		作成（火災の状況により必要としない場合を除く。）

実況（鑑識）見分調査書	不要	全て作成
鑑定結果調査書 実験結果調査書	不要	実施した場合に作成
質問調査書	不要	全て作成
付近見取図 現場配置図等	作成（火災の状況により必要としない場合を除く。）	
発火点付近復元図	不要	作成（火災の状況により必要としない場合を除く。）
写真貼付台紙	全て作成	
損害明細書	不要	全て作成
死傷者の調査書	不要	火災による死者又は負傷者が発生した場合に作成

様式第 1 号から様式第 4 号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 21 条関係）

				火災番号		死傷者番号				
死 傷 者 の 調 査 書 火災番号 年 月 日 の火災について、調査した結果は次のとおりである。 所 属 階級・氏名										
死 傷 者 の 情 報	氏 名					発 生 区 分	☐ 火元 ☐ 類焼 ☐ 建物外	出 火 者	☐ 本人 ☐ 他人 ☐ 不明	
	生年月日		年 月 日（ 歳）							
	職 業			性別	☐ 男 ☐ 女 ☐ 不明					
死 傷 者 の 状 況	死 者 の 発 生 場 所						区 分	☐ 48 時間 ☐ 30 日死者		
	死 者 の 状 況	作業中		☐ 仕事中 ☐ 仕事外 ☐ 在校中 ☐ 在校外 ☐ その他						
		火気取扱		☐ 喫煙中 ☐ 暖房器具取扱中 ☐ 炊事中 ☐ その他取扱中 ☐ 不明						
		死因		☐ 一酸化炭素中毒・窒息 ☐ 火傷 ☐ 打撲・骨折等 ☐ 自殺 ☐ その他 ☐ 不明						
		起床		☐ 就寝中 ☐ 起床中 ☐ 不明						
		飲酒		☐ 飲酒なし ☐ 飲酒あり ☐ 泥酔 ☐ 不明						
		傷病		☐ 傷病なし ☐ 傷病あり ☐ 不明						
		寝たきり		☐ 寝たきり ☐ 不明						
	死 者 の 発 生 し た 経 過	身体不自由者		☐ 障害区分不明 ☐ その他の身体不自由者 ☐ 移動障害 ☐ 視覚障害 ☐ 聴覚障害 ☐ 盲聾二重障害 ☐ その他の障害 ☐ 不明						
		発見の遅れ		☐ 熟睡 ☐ 泥酔 ☐ 病気・身体不自由 ☐ その他						
		判断力・体力		☐ 乳幼児 ☐ 泥酔 ☐ 病気・身体不自由 ☐ 老衰 ☐ その他						
		早期延焼拡大		☐ ガス爆発 ☐ 危険物燃焼 ☐ その他						
		避難の機会を逃す		☐ 狼狽 ☐ 持出品・服装 ☐ 火災をふれまわる ☐ 消火中 ☐ 救助中 ☐ その他						
		逃げ切れなかった		☐ 身体不自由 ☐ 延焼拡大 ☐ 避難経路誤り ☐ 出入口施錠 ☐ その他						
		内部進入		☐ 救助・物品搬出 ☐ 消火 ☐ その他						
着衣着火		☐ 喫煙中 ☐ 炊事中 ☐ 採暖中 ☐ たき火中 ☐ 火遊び中 ☐ その他の火気取扱中 ☐ その他								
殺人・自損		☐ 放火自殺 ☐ 放火自殺の巻添え ☐ 放火殺人								
その他		☐ その他 ☐ 不明 ☐ 調査中								
出火時同一の建物等にいた人数			同 棟 ・ 車 両 等		人		同 室 等		人	
負 傷 者	受 傷 部 位 及 び 内 容					負 傷 程 度	☐ 重症 ☐ 中等症 ☐ 軽症		☐ 30 日死者	
	避 難 方 法		☐ 自力避難（施設） ☐ 自力避難（器具） ☐ 自力避難（その他） ☐ 消防隊による救助 ☐ 避難の必要なし ☐ その他							
	受 傷 原 因		☐ 火災にあおられる、高温の物質に接触 ☐ 煙を吸う ☐ 飛散物、擦過 ☐ 放射熱 ☐ 飛び降り ☐ その他							
	受 傷 状 況		☐ 消火中 ☐ 避難中 ☐ 就寝中 ☐ 作業中 ☐ その他							
死 傷 者	区 分	消防吏員	消防団員	応急消火義務者	消防協力者	その他の者		計		
						自 損	そ の 他			
	死者									
	負傷者									
備 考										

様式第 2 号 削除

		火災番号	
出火出動時における見分調査書			
火災番号		の火災について、	
見分した。		として消防活動に従事し、次のとおり	
年	月	日	
		所	属
		階級・氏名	

様式第4号 (第23条関係)

火災番号

実況（鑑識）見分調査書（第 回）

火災番号

の火災について、火災調査のため、次のとおり見分した。

年

月

日

所 属

階級・氏名

見 分 日 時

年

月

日

時

分

開

始

年

月

日

時

分

終

了

場 所 及 び 物 件

立 会 人 氏 名

様式第 7 号を次のように改める。

様式第7号 (第27条関係)

火災番号	
質　問　調　査　書（第　回）	
火災番号　　　　　の火災について、下記の者に質問したところ、任意に、次のとおり申述した。	
年　月　日	
所　属 階級・氏名	
申　述　者	住所（連絡先）
	氏　　　名
聴　取　日　時	年　月　日　時　分頃
聴　取　方　法	☐ 立会い ☐ 電話 ☐ メール ☐ その他（　　）

様式第 10 号及び様式第 11 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

住 所
職・氏名（法人の場合は、名称及び代表者）様

伊勢市消防本部
職 名 ・ 氏 名

資 料 提 出 命 令 書

（ ）頃、（ ）で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法（第 32 条・第 34 条）第 1 項の規定に基づき下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 44 条の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

年 月 日までに、 を に提出すること。

（教示）

- 1 この命令について不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令については、上記審査請求のほか、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は、伊勢市長となります。）、命令の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記審査請求をした場合には、命令の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記期間やこの命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや命令の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

住 所
職・氏名（法人の場合は、名称及び代表者）様

伊勢市消防本部
職 名 ・ 氏 名

報 告 徴 収 書

（ ）頃、（ ）で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法（第 32 条・第 34 条）第 1 項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第 44 条の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

（教示）

- 1 この命令について不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令については、上記審査請求のほか、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は、伊勢市長となります。）、命令の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記審査請求をした場合には、命令の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記期間やこの命令（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや命令の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 14 号から様式第 16 号までを次のように改める。

様式第 14 号 削除

鑑 定 結 果 調 査 書 年 月 日 所 属 階級・氏名 年 月 日 において発生した火災に関 し、提出された資料を（鑑定・鑑定依頼）した結果は、下記のとおりであった。 記	
資 料	
目 的	
使 用 機 器 又は依頼機関	
実 施 日 又 は 依 頼 日	年 月 日
添 付 書 類	
結 果	
考 察	

実 験 結 果 調 査 書	
年 月 日	
所 属 階級・氏名	
年 月 日 において発生した火災に関し、 原因究明のために実施した実験の結果は、下記のとおりであった。	
記	
資 料	
目 的	
方 法 ・ 設 定	
測 定 機 器	
日 時	年 月 日 時 分 開始 年 月 日 時 分 終了
場 所	
気 象	天気： ／風向： ／風速： ／気温： ／相対湿度：
火災時の気象	天気： ／風向： ／風速： ／気温： ／相対湿度：
添 付 書 類	
1 経過	
2 結果	
3 考察	

様式第 18 号から様式第 20 号までを次のように改める。

	火災番号
火 災 原 因 判 定 書	
火災番号_____の火災について、次のとおり判定した。	
年 月 日	所 属 階級・氏名

火 災 調 査 書

年 月 日

所属
階級・氏名

										火災番号			
出火日時		年 月 日				時 分頃							
覚知		月 日 時 分				覚知方法		☐ 119 (報知電話) ☐ 加入電話 ☐ 警察電話 ☐ 駆け付け ☐ 事後聞知 ☐ その他					
放水開始		月 日 時 分											
鎮圧		月 日 時 分											
鎮火		月 日 時 分				火災種別		☐ 建物 ☐ 林野 ☐ 車両 ☐ 船舶 ☐ 航空機 ☐ その他					
火 元	出火場所												
	建物名												
	事業所名								出火階		階		
	用途				業態				火元区分		☐ 所有 ☐ 管理 ☐ 占有		
	ふりがな 氏名					年齢		歳		職業			
	住所					最寄の消防機関からの 距離(直線距離m)			m				
	構造		☐ 木造 ☐ 防火 ☐ 準耐火(木) ☐ 準耐火(非) ☐ 耐火 ☐ その他						階数		地上 階 地下 階		
	焼損程度		☐ 全焼 ☐ 半焼 ☐ 部分焼 ☐ ぼや						令別表用途		() 項		
	建築面積				m ²		延べ面積		m ²				
	焼損床面積				m ²		焼損表面積		m ²				
損 害	焼損棟数		全焼		棟		火災による 死傷者		死者		人		
			半焼		棟				傷者		人		
			部分焼		棟		り災世帯		世帯				
			ぼや		棟		り災人員		人				
			計		棟		損害額		円				
原 因	出火箇所		発火源				経過				着火物		
気 象 象	天候				気温		℃		相対湿度		%		
	風向				積雪		cm		火災警報		1 有 2 無		
	風速		m/s		気象注意報等								
活 動	区分		消防署				消防団						
	放水開始時刻		月 日 時 分				月 日 時 分						
	放水したポンプ台数		台				台						
	主として使用した水利												
	出動延人員		名				名						

火災・原因概要	
発見状況	
通報状況	
初期消火状況	
原因判定理由	
備考／予防対策等	

防火管理者	氏名				職業											
	防火管理状況				□添付資料による（ ）											
	☐ 消防計画 ☐ 避難訓練 ☐ 消火訓練 ☐ 統括防火管理 ☐ 防火対象物定期点検報告制度 ☐ 防災物品															
	特記事項				□添付資料による（ ）											
立入検査	立入検査実施日時				年 月 日											
	指摘事項等				□添付資料による（ ）											
危険物施設等	特記事項				□添付資料による（ ）											
消防用設備等の設置状況・住宅防火対策								□添付資料による（ ）								
消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ	自動火災報知設備	漏電火災警報器	非常警報器具・設備	避難器具	誘導灯・標識	消防用水	連結送水管	排煙設備	連結散水設備	非常コンセント設備	無線通信補助設備
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
住宅用消火器		住宅用スプリンクラー	簡易消火具	住宅用自動消火装置	住宅用火災警報器	住宅用自動火災報知設備							防災品 寝具類 衣服類 カーテン・布製ブラインド じゅうたん等			
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
設備等名称				使用状況・(不)作動状況等												
備考																

様式第 20 号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の伊勢市火災調査規程様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 7 号、様式第 10 号、様式第 11 号、様式第 15 号、様式第 16 号、様式第 18 号及び様式第 19 号の規定は、この訓令の施行の日以後に行う火災の調査について適用し、同日前に行った火災の調査については、なお従前の例による。

伊勢市告示第 57 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る歳入の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

PayPay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

伊勢市労働福祉会館の使用料

3 指定をした日

令和 6 年 3 月 13 日

4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 58 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る歳入の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

PayPay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

次に掲げる施設に係る使用料

- (1) 伊勢市立二見公民館
- (2) 伊勢市立小俣公民館
- (3) 伊勢市立御薊公民館
- (4) 伊勢市二見生涯学習センター
- (5) 伊勢市小俣農村環境改善センター

4 指定をした日

令和 6 年 3 月 8 日

5 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る歳入の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

PayPay 株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

次に掲げる施設に係る使用料

- (1) 伊勢市倉田山公園野球場
- (2) 伊勢フットボールヴィレッジ
- (3) 伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場
- (4) 伊勢市市営庭球場
- (5) 伊勢市御薊 B & G 海洋センター体育館
- (6) 伊勢市やすらぎ公園プール
- (7) 伊勢市二見体育館
- (8) 伊勢市二見グラウンド
- (9) 伊勢市二見グラウンドミーティングセンター
- (10) 伊勢市二見テニスコート

4 指定をした日

令和 6 年 2 月 26 日

5 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 60 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人伊勢亀鈴会
所在地 鈴鹿市八野町字天伯 428 番地 1
- 2 事業所の名称及び所在地
名称 潮音ライフステーション
所在地 伊勢市二見町茶屋 310 番地
- 3 指定の年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
特定相談支援
障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

特定なし

6 事業所番号

特定相談支援事業所 2430800983

障害児相談支援事業所 2470800257

伊勢市告示第 61 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
特定非営利活動法人和泉
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 ケアプランほほえみ
所在地 伊勢市勢田町 656 番地 134
- 3 指定の年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

伊勢市告示第 62 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
みえ医療福祉生活協同組合
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 居宅介護支援事業所ほのぼの
所在地 伊勢市浦口 4 丁目 2 番 13 号
- 3 指定の年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 63 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 二見居宅介護支援事業
所
所在地 伊勢市二見町茶屋 456 番地 2
- 3 指定の年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 64 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 小俣居宅介護支援事業
所
所在地 伊勢市小俣町元町 536 番地
- 3 指定の年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 65 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
所在地 伊勢市御薊町長屋 2767 番地
- 3 指定の年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 66 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
社会福祉法人洗心福祉会
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 ふたみ指定居宅介護支援センターシルバーケア豊壽園
所在地 伊勢市二見町三津 855 番地
- 3 指定の年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 67 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者

東京都千代田区一番町 25 番地

地方公共団体情報システム機構

理事長 椎橋 章夫

2 委託した公金事務に係る歳入

次に掲げるものの交付に係る手数料

- (1) 住民票の写し
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍全部事項証明書
- (4) 戸籍個人事項証明書
- (5) 戸籍の附票の写し
- (6) 所得（課税）証明書

(7) 市民税、県民税及び森林環境税に係る課税証明書及び非課税証明書

3 委託をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 倉 世 古 和 弘

伊勢市御薊町長屋 1334 番地

変更後 大 西 正 治

伊勢市御薊町長屋 124 番地

伊勢市告示第 69 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
二軒茶屋町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 山 本 俊 徳

伊勢市神久 6 丁目 1 番 40 号

変更後 山 川 勝 弘

伊勢市神久 4 丁目 11 番 30 号

伊勢市告示第 70 号

令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部ごみ減量課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市告示第 71 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 4 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 6 年 3 月 15 日 午前 9 時	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	7 台
〃	令和 6 年 3 月 15 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	7 台
〃	令和 6 年 3 月 15 日 午後 1 時 30 分	宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	6 台
〃	〃	宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	4 台
〃	令和 6 年 3 月 15 日 午後 3 時	宇治山田駅前第 4 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	4 台
〃	〃	宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 1 丁目地内)	4 台
〃	〃	宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	1 台
計			33 台

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 4 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 小 島 由 久

伊勢市津村町 845 番地

変更後 小 島 忠

伊勢市津村町 2010 番地

伊勢市教育委員会告示第 6 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 6 年 4 月 15 日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

1 日 時 令和 6 年 4 月 22 日（月）午後 7 時 00 分

2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室

3 会議に付する事件

議案第 22 号 学校運営協議会委員の任命について

議案第 23 号 伊勢市立図書館電算管理システム更新業務受託者選定委員会規則の廃止について

伊勢市農業委員会告示第4号

伊勢市農業委員会第220回総会を次のとおり招集します。

令和6年4月8日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和6年4月15日（月）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御薊公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、LINE ヤフー株式会社が運営するウェブサイトを利用して納付されるクレジットカード経由の歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 6 年 4 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
LINE ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
水道料金及び下水道使用料
- 3 指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市上下水道事業告示第7号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号）第8条第1項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和6年4月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	有効期間満了年月日
98	アサヒ設備	伊勢市東豊浜町3666番地	令和6年3月31日
123	有限会社 玉城電機工事	度会郡玉城町佐田306番地	令和6年3月31日
147	ツボヤ設備	志摩市阿児町国府3665番地45	令和6年3月31日
152	岡山組	伊勢市中須町397番地	令和6年3月31日
197	楠木建設	伊勢市西豊浜町1899番地	令和6年3月31日
242	モリデ設備	多気郡多気町笠木32番地2	令和6年3月31日
358	有限会社 西山住建	伊勢市船江2丁目28番57号	令和6年3月31日

伊勢市上下水道事業公告第 2 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 3 年二見町条例第 20 号) 第 5 条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成 9 年小俣町条例第 17 号) 第 5 条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年御菌村条例第 12 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和 6 年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和 6 年 4 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

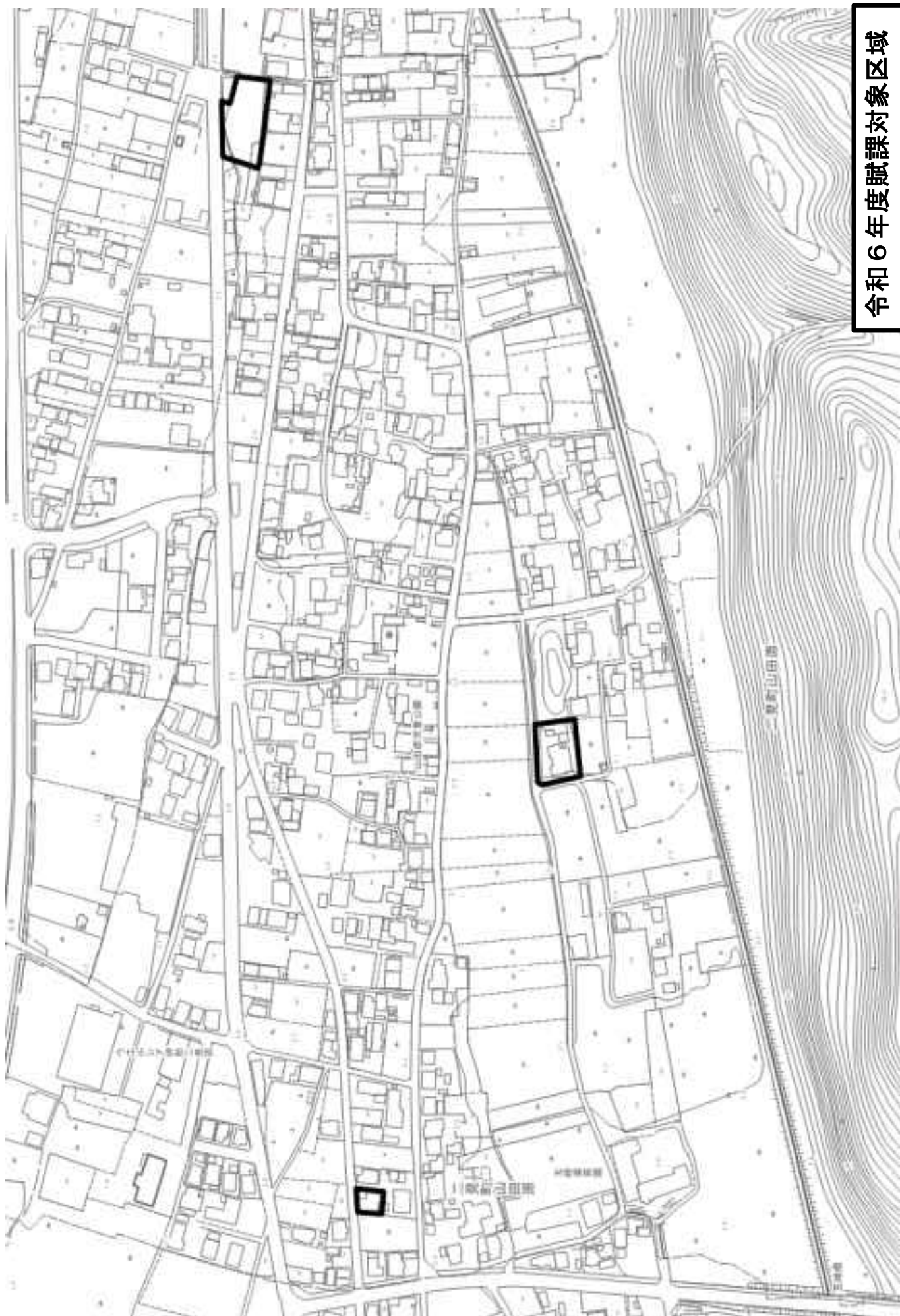
令和 6 年度賦課対象区域

二見町山田原、二見町荘、二見町今一色、小俣町元町、小俣町相合、小俣町明野、小俣町宮前、小俣町湯田、小俣町本町、御菌町高向、御菌町長屋、御菌町新開、御菌町上條、御菌町小林の各一部

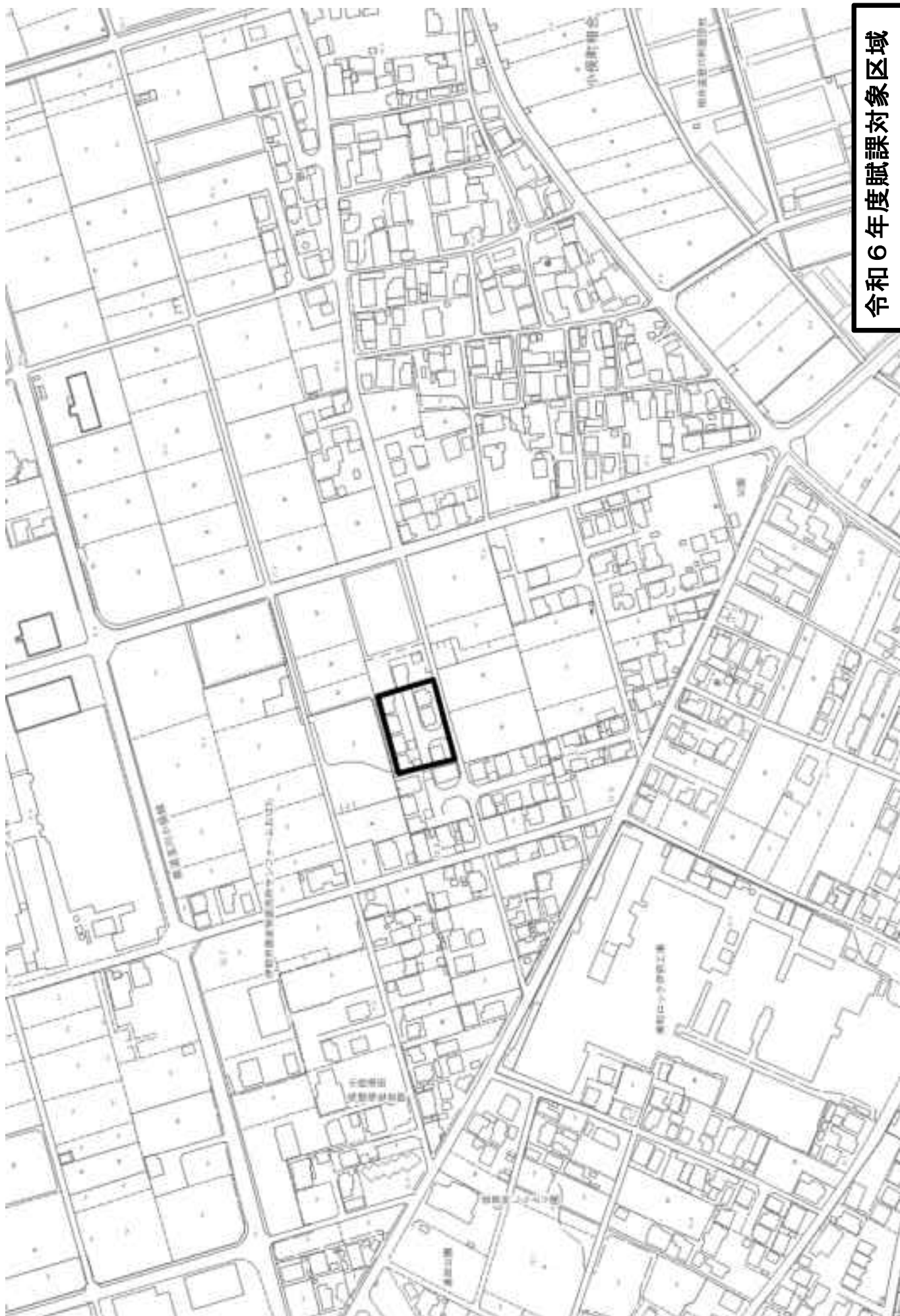
令和6年度賦課対象区域

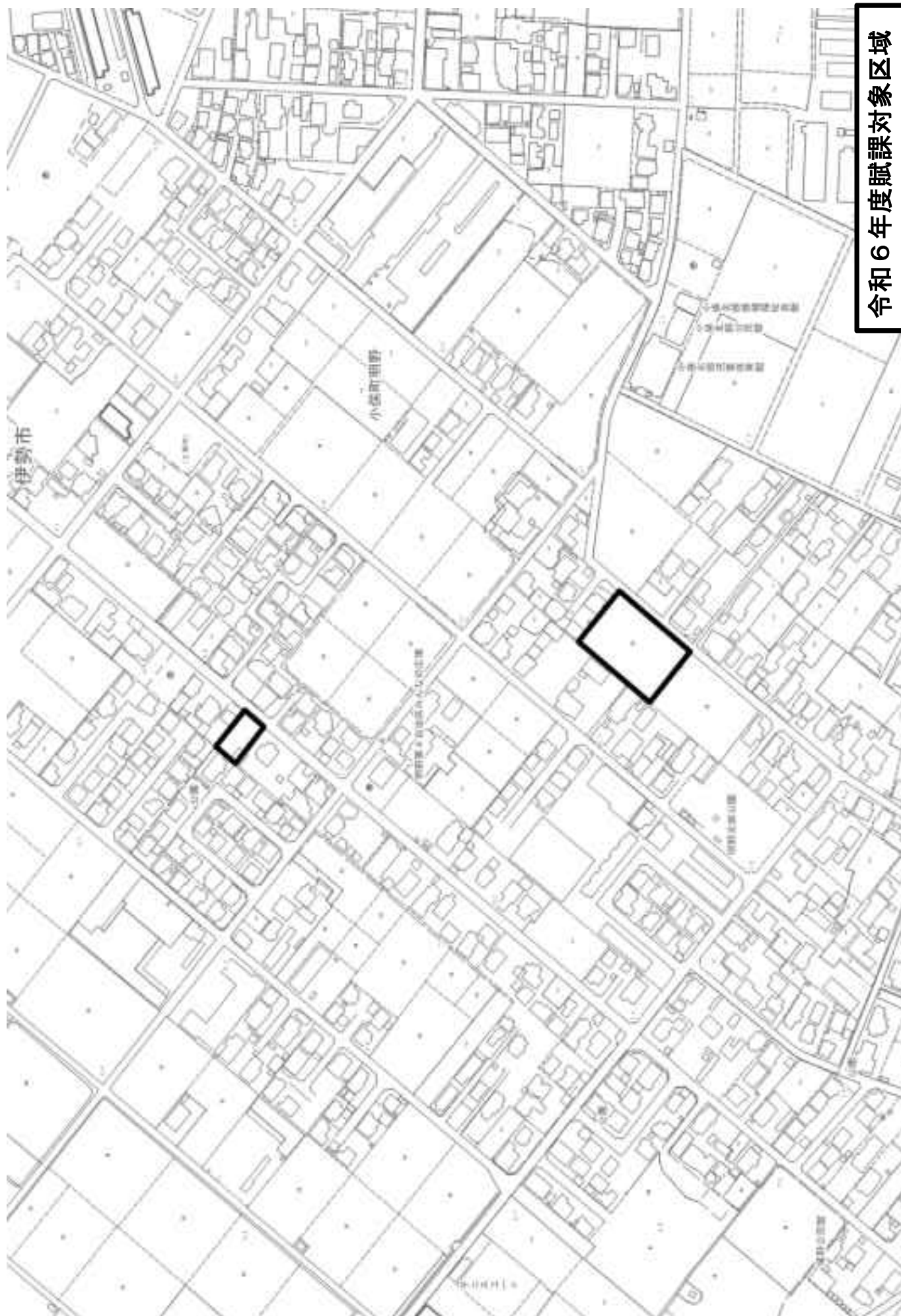


令和6年度賦課対象区域



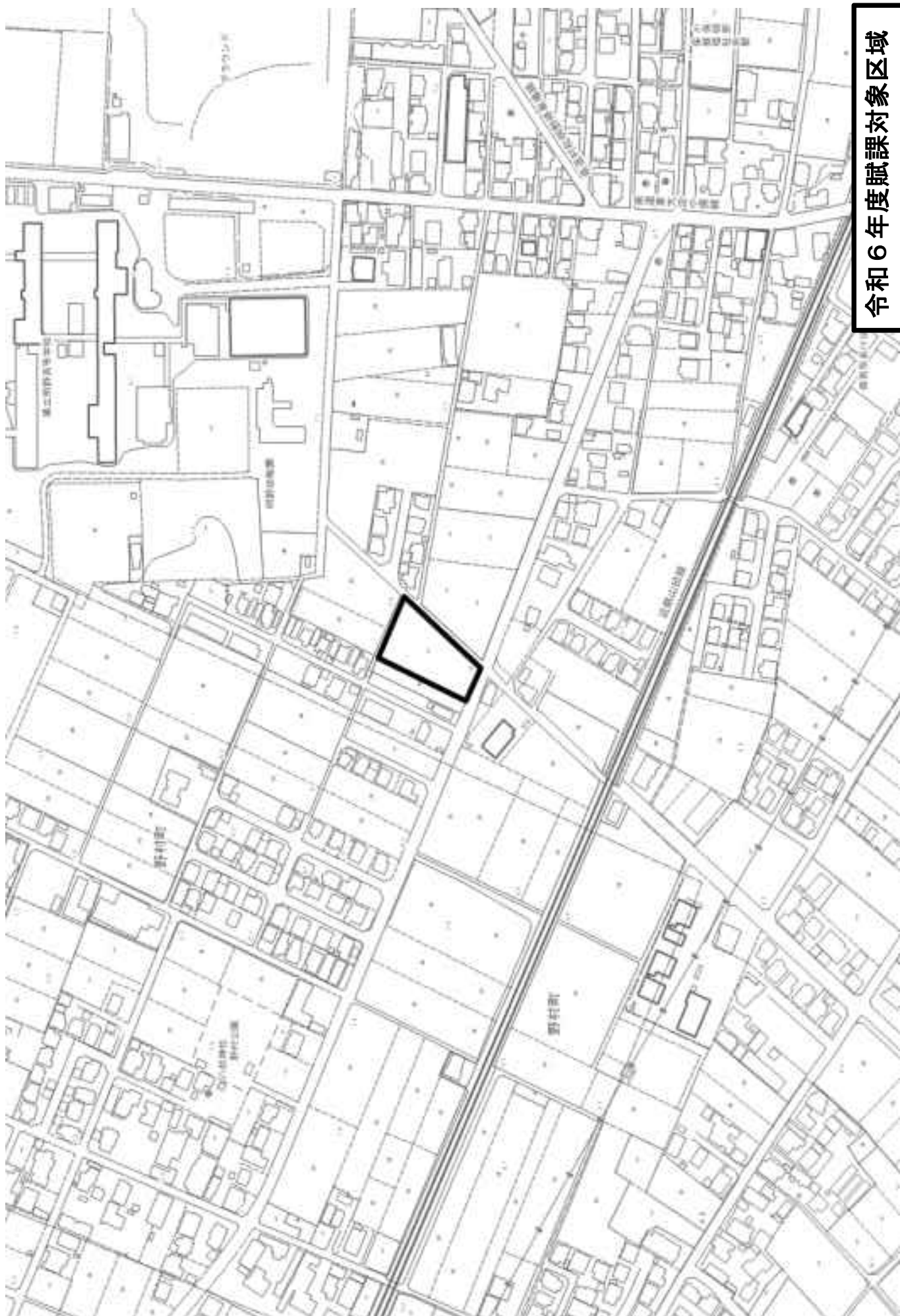






令和6年度賦課対象区域

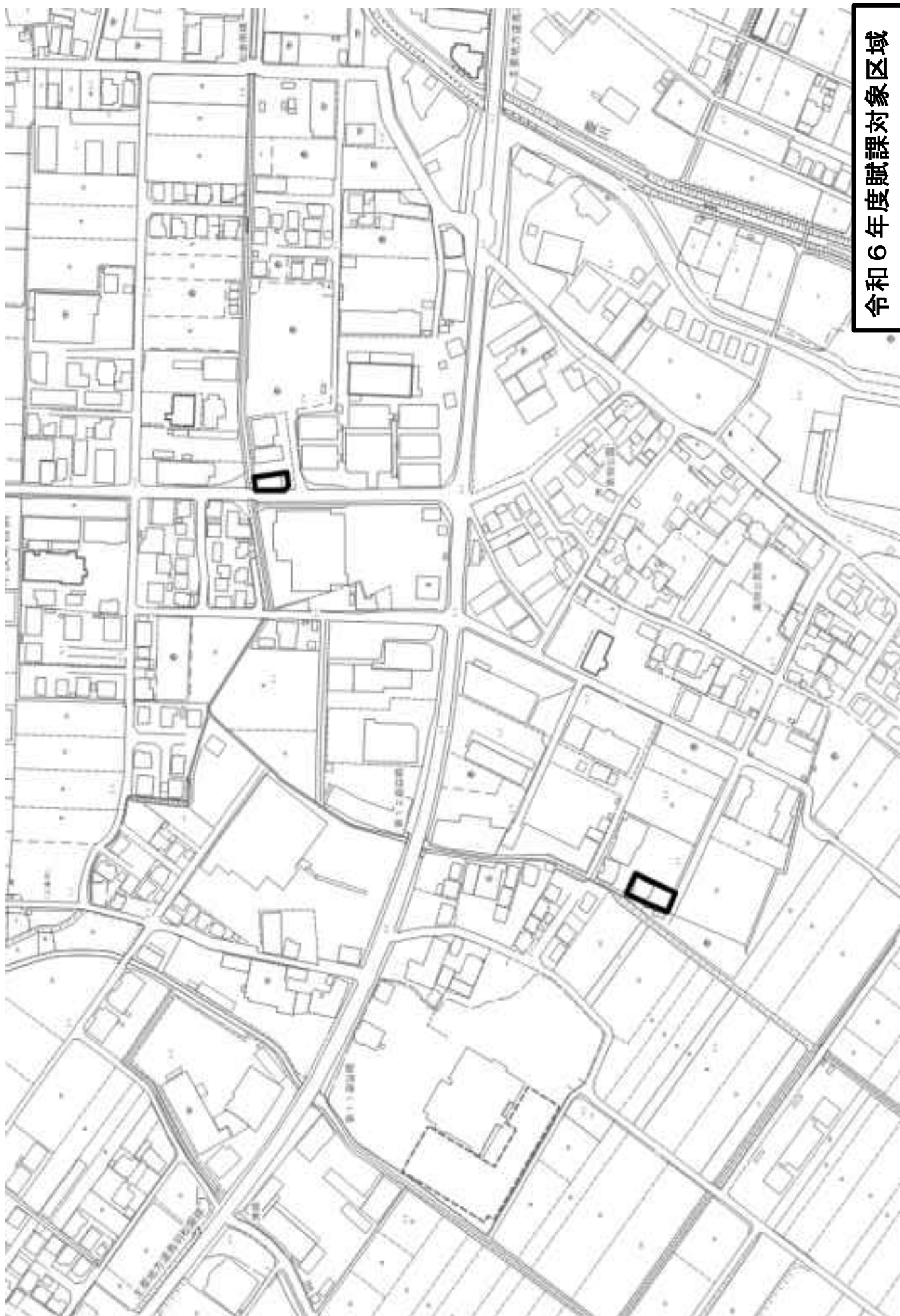
令和6年度賦課対象区域



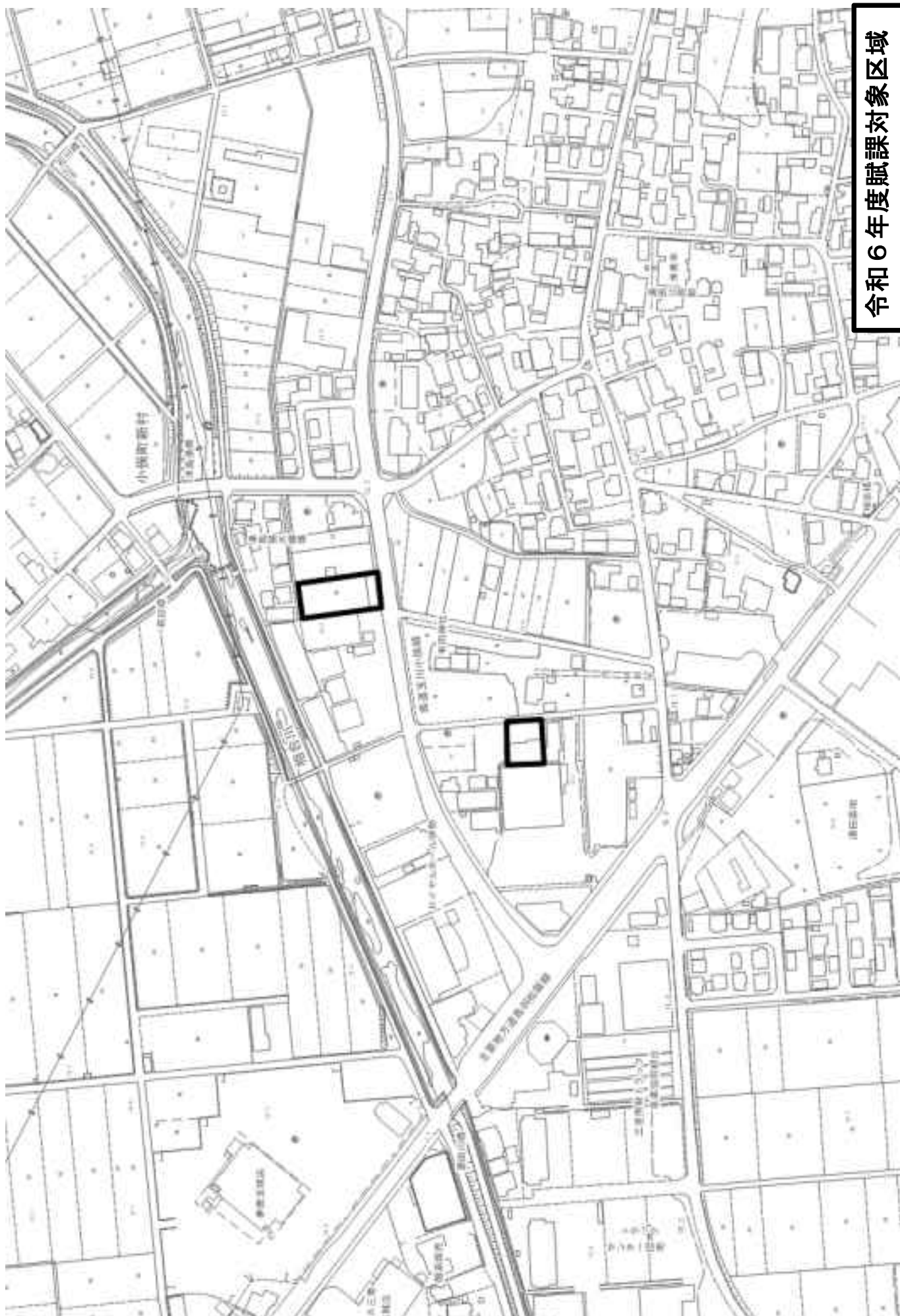
令和6年度賦課対象区域



令和6年度賦課対象区域



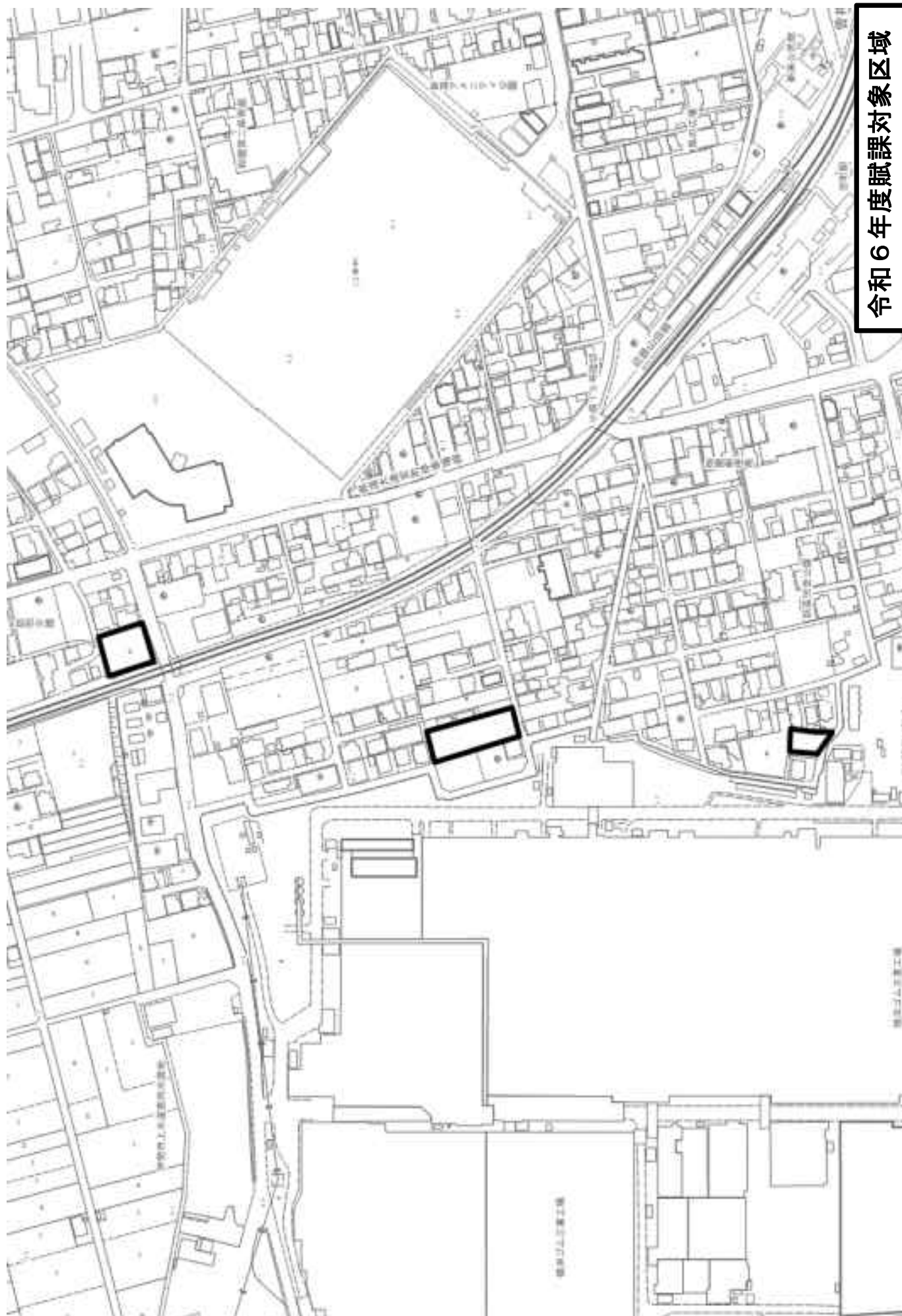
令和6年度賦課対象区域



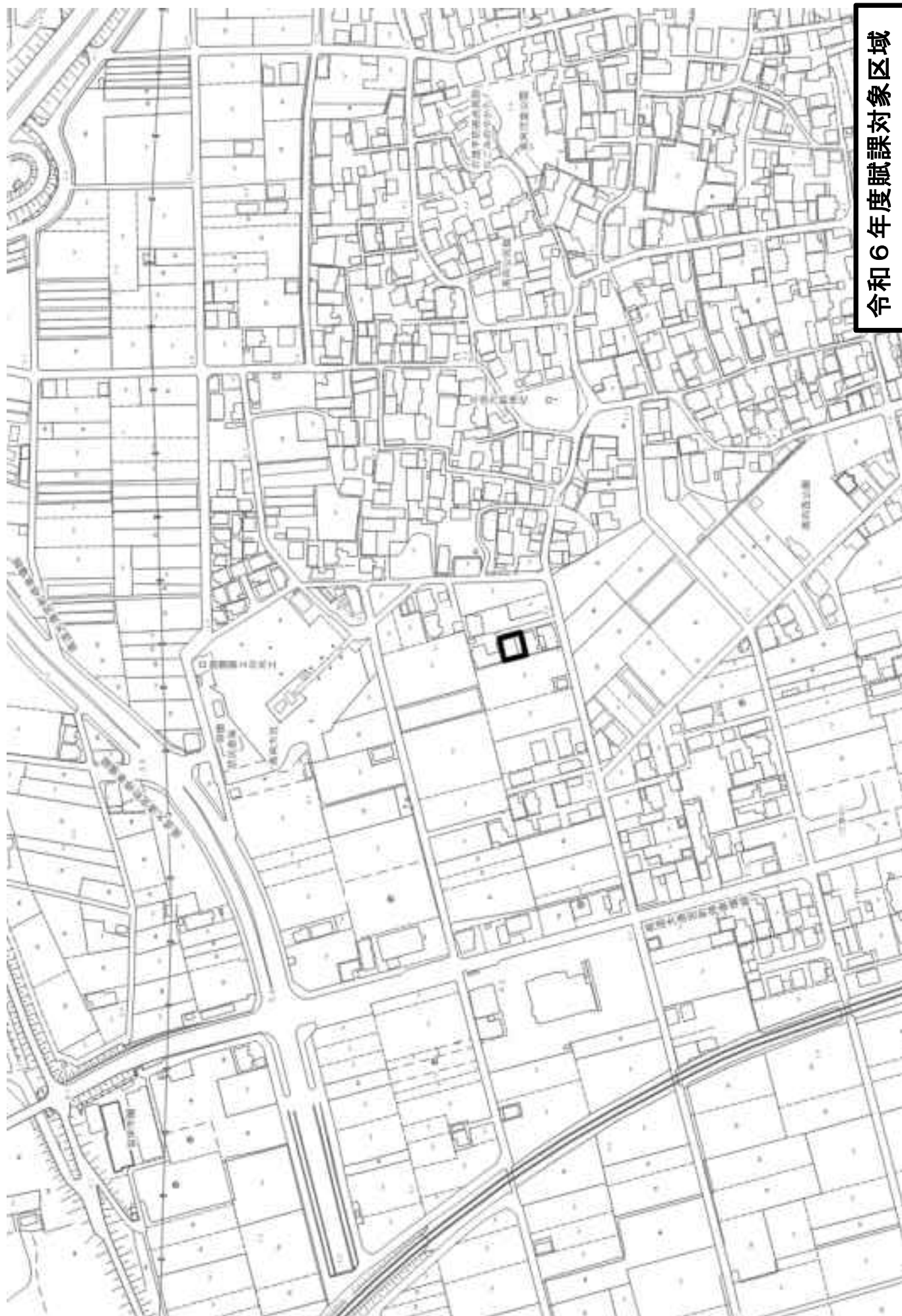


令和6年度賦課対象区域

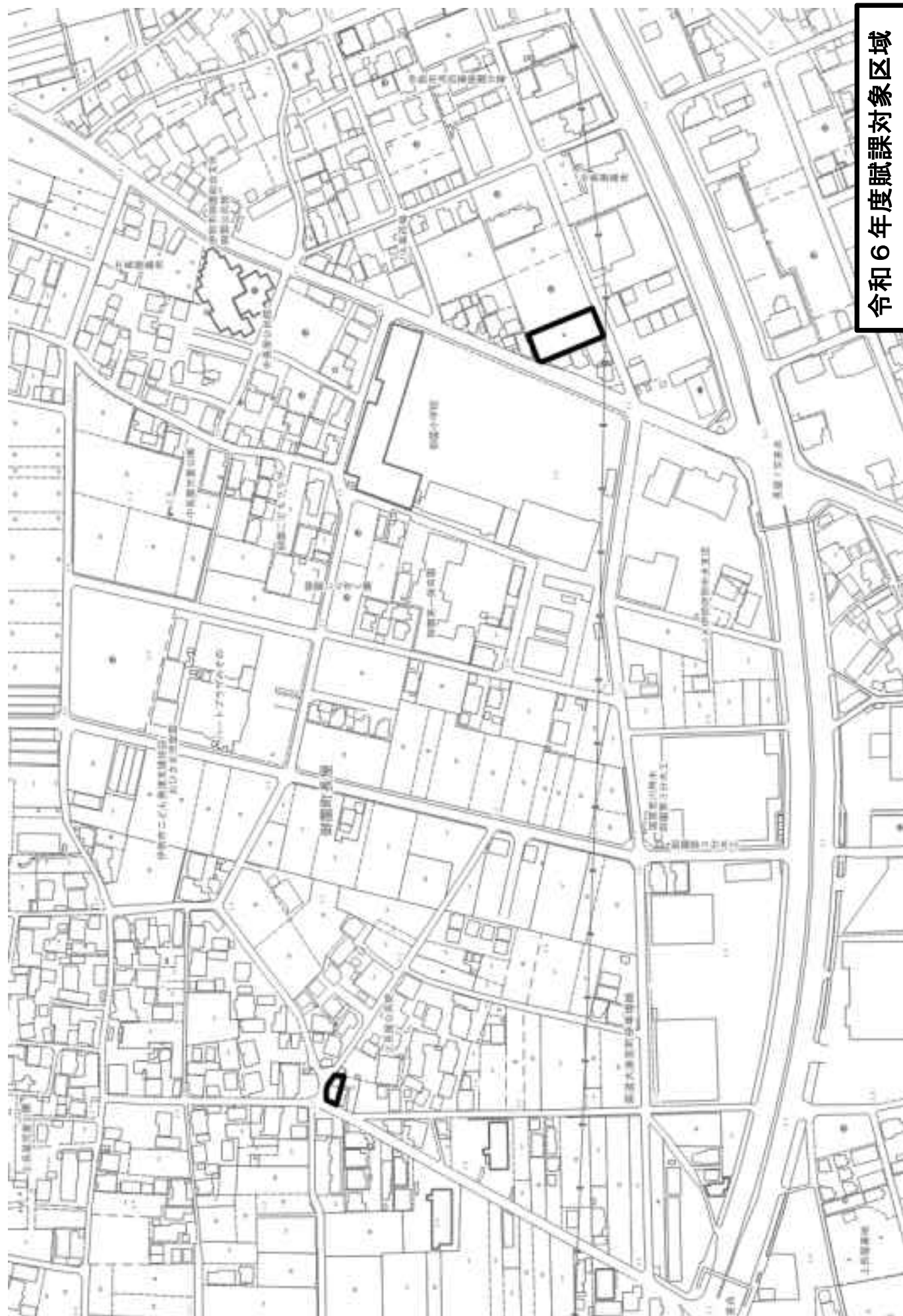




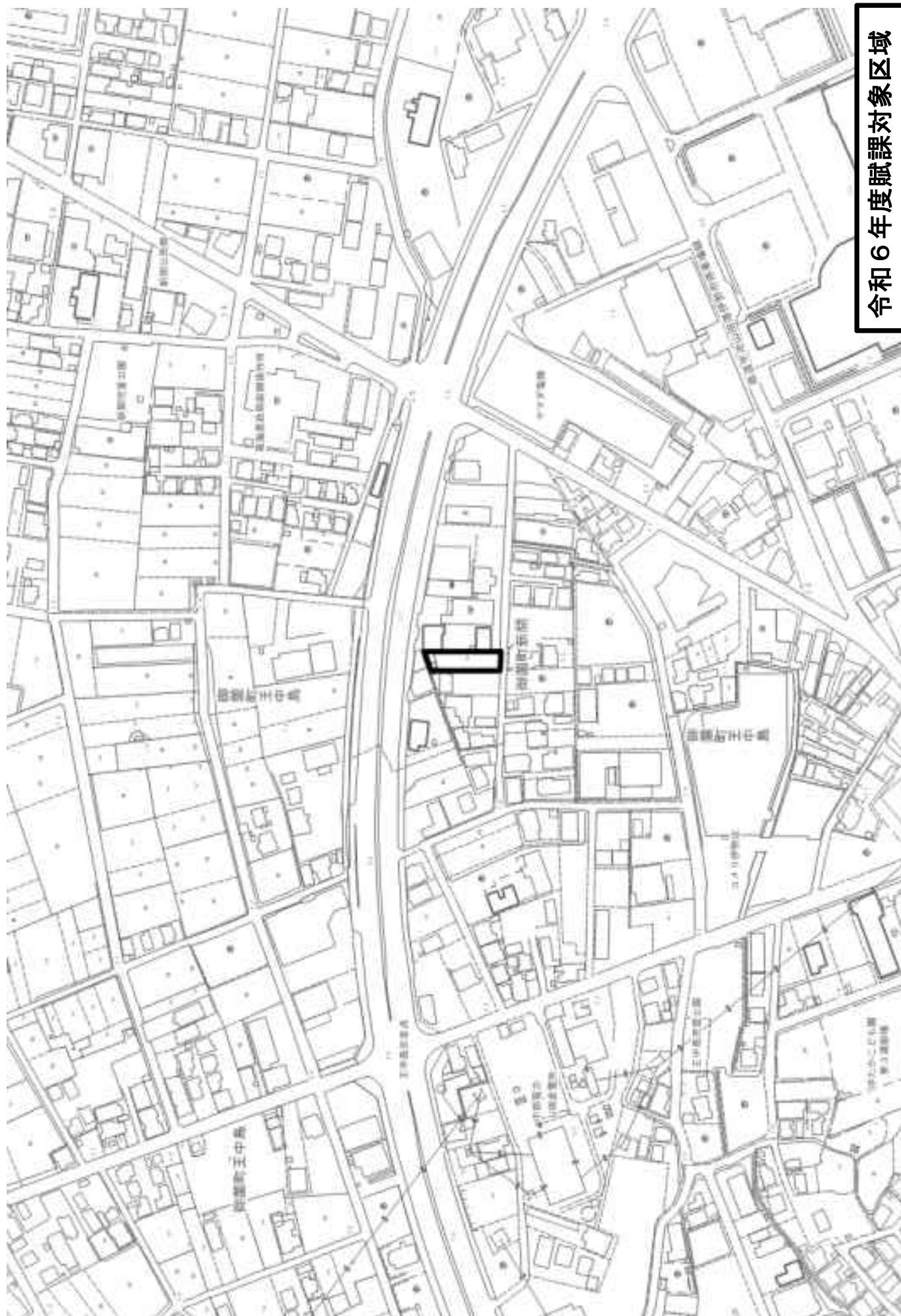
令和6年度賦課対象区域

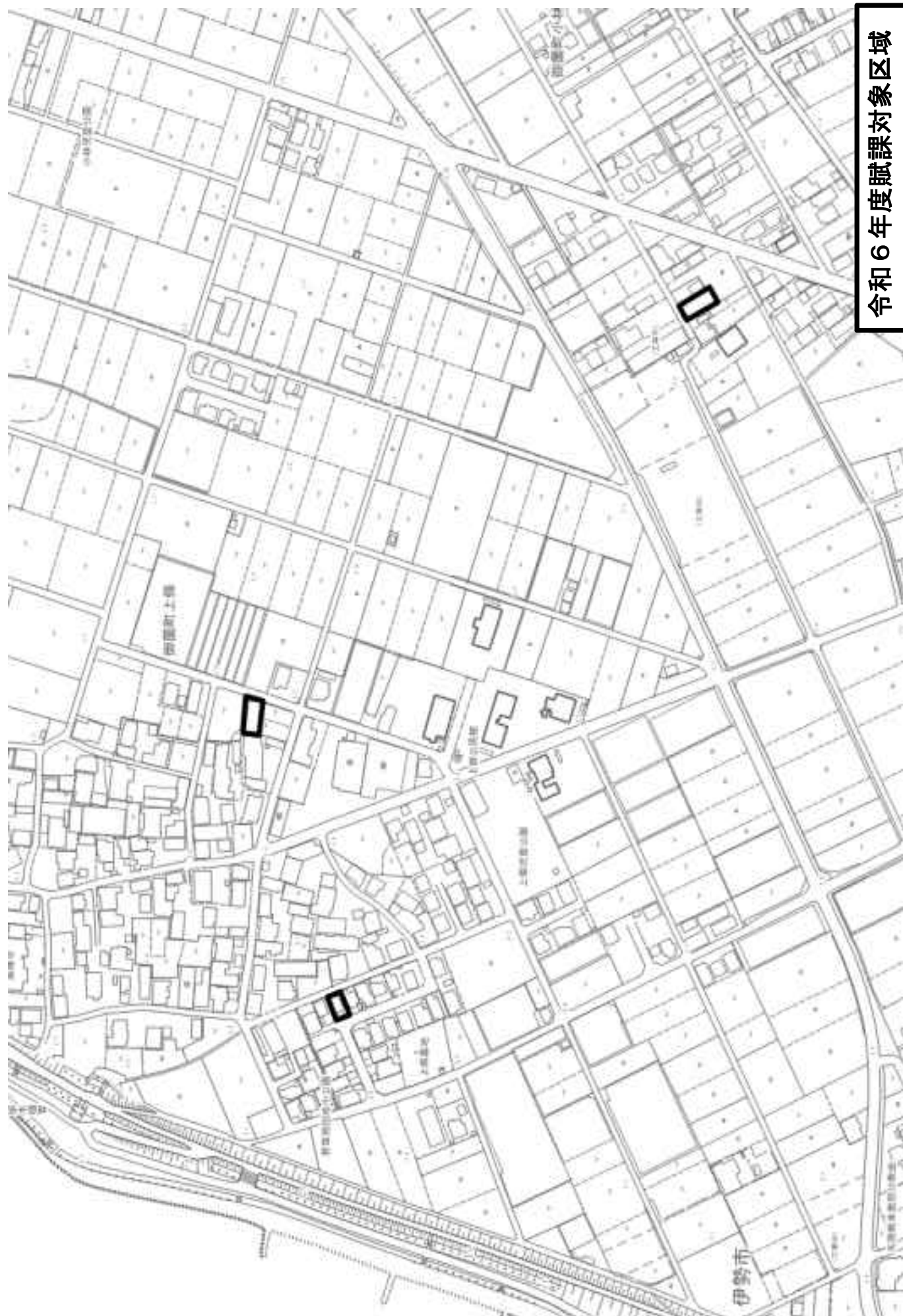


令和6年度賦課対象区域



令和6年度賦課対象区域





令和6年度賦課対象区域